

令和3年度 第1回蓮田市障害者計画等策定委員会会議録

開催日時	令和3年12月15日（水曜日） 午前9時30分から午前11時40分	
開催場所	蓮田市役所 2階 201会議室	
出席状況	委員長 島村 道雄	出席 ・ 欠席
	副委員長 植村 勉	出席 ・ 欠席
	委員 木佐木 照男	出席 ・ 欠席
	委員 浅見 吉子	出席 ・ 欠席
	委員 小嶋 啓司	出席 ・ 欠席
	委員 伊藤 恵子	出席 ・ 欠席
	委員 藤森 初江	出席 ・ 欠席
	委員 都野 良一	出席 ・ 欠席
	委員 田中 佳世	出席 ・ 欠席
	委員 高木 良文	出席 ・ 欠席
出席職員	蓮田市長 中野 和信 健康福祉部長 猿田 孝二 福祉課長 初野 尚久 福祉課 大塚 敦 福祉課 佐藤 愛美 子ども支援課 高橋 広樹	
傍聴者	なし	
【主な質問・意見】		
1 開会 (市長 あいさつ)		
2 委員委嘱		
○資料確認		
○会議が成立していることの報告		
○委員自己紹介、事務局職員紹介		
3 委員長及び副委員長の選任		

事務局： 蓮田市障害者計画等策定委員会条例第5条により、審議会に委員長、副委員長を置き、委員長、副委員長は委員の互選により選出するものとなっております。

委員長に立候補されるかた、もしくは、どなたかを推薦する方はいらっしゃいますでしょうか？

委員： 島村委員にお願いしたいと思います。

事務局： 島村委員という推薦がありました。いかがでしょうか。

(一同 了承)

事務局： 島村委員、お願いできますか。

(島村委員 了承)

事務局： それでは、島村委員に委員長をお願いいたします。

続きまして、副委員長についてですが、立候補されるかた、もしくは、どなたかを推薦する方はいらっしゃいますでしょうか？

委員： 植村委員にお願いしたいと思います。

事務局： 植村委員という推薦がありました。いかがでしょうか。

(一同 了承)

事務局： 植村委員、お願いできますか。

(植村委員 了承)

事務局： それでは、植村委員に副委員長をお願いいたします。島村委員長、植村副委員長は席の移動をお願いいたします。

(席移動)

事務局： 委員長、副委員長にごあいさつをお願いします。

(委員長、副委員長 あいさつ)

事務局： ありがとうございます。続きまして、次第4の議事に移ります。

蓮田市障害者計画等策定委員会条例第6条第1項の規定に基づき、委員長に議事の進行をお願いします。

島村委員長、お願いいたします。

4 議事

(1) かがやき はすだプラン(蓮田市第3次障がい者基本計画、蓮田市第5期障がい福祉計画、蓮田市第1期障がい児福祉計画)について

委員長： それでは、ただいまから、令和3年度 第1回蓮田市障害者計画等策定委員会の議事に入ります。

はじめに、「(1) かがやき はすだプランについて」事務局から説明をお願いします。

事務局：(資料1に基づき説明)

委員長： ただいま、事務局から説明がありました内容について、ご意見・質問等がありましたらお願いいたします。

委員： 資料1の8ページの3つ目で「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」についてなんと説明したのか。

事務局： 「にもシステム」です。地域包括ケアシステムというのは、もともとありましたが、それを精神障がいにも構築するということから、通称「にもシステム」と言っています。

委員長： 4ページをみてもらいたいと思います。計画の体系図になります。私たちは、障がい者基本計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画について議論することとなります。今年度は計画期間中ですので、主に進行管理を行うこととなります。会議開催も、策定年度と比較すると少ないです。それについても、説明をお願いします。

事務局： 計画期間の最終年度は、次期計画を策定するというので、比較的多く会議を開催することとなります。現在の計画を策定するため、昨年度も4回開催しました。策定後の2年間は、計画の進行管理を行うこととなります。

委員長： 今年度の会議は今回のみとなります。議題（2）にもあるとおり、今年度は計画の進行管理をチェックし、評価するのが役割だと考えますので、よろしくご願ひいたします。

ほかに何かありますか。もし、あれば会議の途中でも結構ですので、質問してもらえばと思います。

続きまして、議題（2）かがやき はすだプランの進行管理について、事務局から説明をお願いします。

（2）かがやき はすだプラン（蓮田市第3次障がい者基本計画、蓮田市第5期障がい福祉計画、蓮田市第1期障がい児福祉計画）の進行管理について

事務局：（資料2に基づき説明）

委員長： ただいま、事務局から説明がありましたが、内容がかなり多いです。今日の会議においてだけでなく、後日でもご意見・質問等があったら事務局に言っても良いですか？

事務局： 結構です。

委員長： 資料2において、左の列が計画に記載のある「主な取り組み」、2番目が「令和2年度の取り組み」となっています。4番目が「評価」になっていますが、これは各所属で評価していることと思います。様々な評価をしていますが、これについても意見をいただければと思います。いかがですか。

委員： 現在の蓮田市の障がい者の人数を教えてください。

事務局： 直近ではありませんが、計画の12ページにあります。令和2年3月31日現在ですが、身体障害者手帳所持者が1,794人、療育手帳所持者が406人、精神障害者保健福祉手帳所持者が587人で合計2,787人になります。傾向をみますと、身体障害者手帳所持者は減少傾向ですが、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。

委員： 評価については、何か基準があるのですか。

事務局： 定量的に評価ができれば良いのですが、そういった評価にはなっていません。担当課による主観で評価しています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、様々な事業が中止になったりしています。そういった事についても、評価は分かれており、統一的な指標になっていないところもあるかと思えます。実際に事業に携わっている職員の評価としてみていただければと思います。

委員： 資料2の11ページ「地域生活への移行」の「日中サービス支援型指定共同生活援助」とはどういうものですか。

事務局： 共同生活援助とは、いわゆるグループホームになります。グループホームにはいくつか種類があります。例えば、外部提供型というものは、日中は他の障がい福祉サービスを利用して、それ以外の朝や夜はグループホームで支援を行うものです。日中支援型は、他のサービスを利用せずとも、グループホームで生活ができるよう支援するものです。

委員長： ほかにいかがですか。

委員： 私の子は、障がいでだけでなく難病でもあり、服薬を行っています。ほかにも蓮田市には、そういったかたがいると思います。親亡き後にグループホームに入所した際、そういった服薬の調整について、しっかり支援してもらえるのか不安があると思います。そういった支援について、実際に親や本人に周知できるような体制があると良いと思います。

事務局： 以前は、難病だけでは障がい福祉サービスが利用できませんでしたが、今は難病でも障がい福祉サービスを利用できるようになっています。日常生活用具の購入についても助成を受けることもできます。

支援面で服薬という課題もあると思いますが、できる限り、相談等において対応するとともに、周知についても検討していきたいと思えます。

委員長： 資料の10ページの「障がい者相談支援体制の強化」について、支援においてかなり専門性が求められています。しかし、市職員は、そこまで専門性があるわけではありませんし、何か仕組みをつくらないと、今後、相談に対応できないと思えます。

私のところにも、「福祉課に相談したが、対応してもらえなかった。」などの相

談がありました。今後、専門性をどのように確保するのか、専門性をもった事業所とどのように連携を図るかが課題であります。

蓮田駅西口行政センターに地域包括支援センターが設置され、評判が良いです。専門知識を有する支援機関と一体となった体制をとらなければ、現在のニーズに合わせられないと思いますが、いかがでしょうか。

事務局： ご意見のとおりだと思います。最近では、相談内容が障がい福祉だけでなく、複雑化、多様化しています。高齢や医療に係る相談もあります。高齢については在宅医療介護課や長寿支援課、医療面であれば健康増進課など市の関係各課と連携を図っています。

このほか、医療受診が必要と思われるかたが、受診できるよう医療機関と連携を図ったり、様々なトラブルを解決するため警察や消費生活相談センターに繋いだりしています。

私たち福祉課だけでは出来ないことも多々ありますので、相談支援事業所をはじめ専門性のある機関と連携して対応しているところです。特に医療との連携は重要だと考えます。

委員長： そのとおりだと思います。今の話は良く分かります。医療と福祉が、もう少し結びつく必要があります。医療機関だけでも対応できないことがあり、関係機関が横断的に連携していくことが重要です。

ほかにありますか。

委員： かがやき はすだプランの概要版の重点事項「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム（地域共生）の構築」に、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が一体的に提供されるとあるが、どのようなものですか。

事務局： 国としては重点を置いているものですが、自治体としては施策として弱い部分です。

例えば、精神障がいで長期入院していたかたが、地域に戻るとなったとき、自宅があれば良いですが、アパートを借りられないなどの話も聞きます。

地域に戻るには課題が多くあり、様々な面で環境を整えることが必要になってきます。環境を整えるためのシステムを構築しようということですが、具体的な検討はまだまだです。保健所が主となって会議を開催したり、埼葛北地区自立支援協議会では地域移行・地域定着部会を設置し、精神科に長期入院しているかた4名に対して、委託相談支援事業所が地域移行の働きかけを行ったりしています。

委員： かもめの利用者には、他市町村から通所しているかたもいます。そういったかたが地域に戻るということになると、そういったシステムがない市町村の場合もあるかと思います。それについてはどうなのかと思います。

委員長： 地域包括ケアシステムといっても、どこにあるかも分かりませんので、当事者は相談にも行けません。当事者が一番頼りにしているのは福祉課であり、そこから専門的知識を有した関連団体と連携を図ってもらうことが重要であると先ほど説明させていただいたところです。

地域包括ケアシステムを実施しているところがあれば、繋いでもらえるだけでも良いと思います。そういった連携の仕方が分からないので、私たちも困ってしまいます。

委員： 一体的と記載があるとおりに、どこかに行けば、一体的に教えてくれるのか、どういったことができるのかが分かりにくいと思います。

事務局： 地域包括システムは、どこかにこうした機関があるというものではありません。そうした仕組みを作っていくというものが国の考えです。では、これまでこうした事をやっていなかったのかという事ではなく、実際にやりました。精神入院していたかたが地域に戻る際は、まず、福祉課に相談がありました。日中活動の場所の確保など必要な障がい福祉サービスについて、福祉課が相談支援事業所など関連機関と連携し、調整を行っていました。

これまで取り組んできたことを、国が精神障がいにも対応した包括ケアシステムとしてスポットを当てたということです。高齢者であれば、包括支援センターがあり、センターに相談すると様々な内容を調整してくれています。

精神障がいに関わらず、障がいのあるかたが地域に戻りたいということになれば、まず福祉課に相談がくることが多いです。そこで、どういったサービスが必要かと担当者と関連事業所が検討しながら、利用者が地域で暮らせるよう支援を行ってきました。今回については、これまでやってきた事を議論の場にあげて、きちんとひとつの施策として位置づけたというものだと考えています。

委員： そうすると、これまでと変わらないのですか。

事務局： これまで市を中心に行っていた事を、保健所などもっと他分野の関連機関も含め話し合う機会を作り、広域的、総合的な見地から地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいけると考えています。

委員長： ほかに何かありますか。

委員： 進行管理の担当課に社会福祉協議会があるので、会議に出席していただいた方が良いと思います。

福祉課のマンパワーが不足していると感じます。福祉課に相談したが断られたという話も聞いています。特にケアマネージャーのような一生の事が分かる専門職が配属されるような人材確保に努めていただきたいです。

事務局： 障がい者相談支援体制の強化では評価Aとつけていますが、十分な相談体制が整っているかは判断が難しいところです。人事担当課には職員増員の要望をお願い

いしているところですが、なかなか難しいようです。

ご指摘の専門職の配置は、今後の課題であると認識しています。資格として、社会福祉士や保健師などの配置も必要だと考えていますので、人事担当課に要望したいと思います。

社会福祉協議会職員の会議の出席についてです。計画の進行管理について各担当課から進捗状況の照会を行っていますが、不明点については福祉課で事前に内容の確認をしています。社会福祉協議会職員の出席については、必要性を検討したいと思います。

委員長： ほかになにかありますか。

委員： 災害が発生した際の事について聞きたいです。資料2の47ページになります。手帳交付時に要支援者名簿の制度説明を行い、令和3年6月時点で2,678人のうち1,126人から情報提供の同意をもらっているとのこと。

実際に、こうした障がいのあるかたの災害に対する訓練は行っていますか。また、48ページに避難所の整備ですが、聴覚障がい者の情報支援策としてホワイトボードの設置について、聴覚障がい者がどこの避難所に避難するか分からないので、すべての避難所にホワイトボードの設置は終了しているのですか。

事務局： 要支援者名簿のかたを対象にした避難訓練は、現在のところ、実施していないと思います。担当の危機管理課にそういった意見がでたということで伝えます。また、すべての避難所にホワイトボードを設置しているかについて、市内には3か所の福祉避難所をはじめ一般の避難所がありますが、すべての避難所にホワイトボードがあるか確認できていません。あわせて危機管理課に伝えます。

委員長： 福祉避難所の1つに老人センターが指定されています。老人センターは建物入口へのアプローチが、急な坂になっており、適してないと思います。例えば、市役所西側にシルバー人材センターのある建物ができましたが、耐震性などは十分だと思います。福祉避難所について、老人福祉センターは検討していただきたいと思います。

ほかになにかありますか。

委員： 福祉タクシー利用券について、対象者は同じ枚数交付されるのか。交付枚数は24枚だと思っていましたが、36枚でしたか。

事務局： 令和2年度の交付から、36枚に変更しています。

委員長： タクシー料金の改定があり、枚数は増えているが、助成金額は変わっていません。利用としては、初乗運賃を助成するものですから、使い勝手としては不便になったという意見もあります。市としても、いろいろ検討しているとのこと。ほかに何かありますか。

委員： 相談支援体制の充実として、委員の皆さんにお願いしたいことがあります。相

談支援体制として、関連機関の連携が必要であるというのは最もだと思います。実情として、マンパワーが足りない現状もあります。福祉課のケースワーカーはいつも忙しく走り回っていますし、地域の相談支援事業所等も同様です。委託の相談支援事業所は、障がい福祉サービスの利用に繋がっていない多くのかたの話を聴き、ニーズを把握した上で、より良い暮らしになるよう支えていきたいと業務に取り組んでいます。原則、サービスを利用するためには障がい者のケアプランを作成する必要がありますが、相談支援事業所はこの計画の作成に追われています。相談支援事業所が利用者に対して、もっと細やかな支援を行うためには、やはり人的資源がまだ足りていないと感じています。そこを担保するためには、相談支援専門員という専門的な知識や技術をもった者を育成していくことと、そうしたことに行政として財源などの支援を行って人材を増やしていくことが大切だと思っています。

こうしたことを踏まえながら、引き続き、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、行政及び関連事業所とともに細やかな支援を行っていきたいと思っています。皆さんの周りで福祉の仕事に興味をお持ちのかたがいましたら、是非、ご紹介いただけるとありがたいです。

もう1つ、災害時支援について、意見が多くでていましたが、福祉課だけでは解決できないものであると感じています。危機管理担当課との連携が大切となりますが、埼葛北地区地域自立支援協議会の5市町とも苦慮しているようです。障がいのあるかたの避難をどうしていくのかという点についてたくさん検討していただく必要があります。検討にあたって、まだまだ横の連携が十分でないと感じます。障がいのあるかたの避難については、地域のかた、身近なかたが、障がいのあるかたがどういう助けが必要で、どこに、どういう支援があれば避難できるかということを知っていることが大切です。そのためには、コミュニティで対象者の（避難）個別支援計画をたてていくことが重要で、自立支援協議会でも議論を行っているところです。今後、地域の障がいのあるかたに個別支援計画を作成していくという事になり、民生委員をはじめ委員の皆さまの周りに障がいのあるかたがいましたら、是非、個別支援計画の作成にご協力いただくようお願いいたします。

委員長： 基幹相談支援センタートロンコの場合について、説明をお願いします。

委員： 基幹相談支援センタートロンコは、白岡市の「はぴすしらおか」の中にあります。各市町の行政と連携しながら、相談に対応していきますのでよろしくお願いします。

委員： 災害時における要支援者名簿は重要だと思いますが、いざ災害が起きたときに名簿を持っている自治会長や防災役員が動けないときがあります。障がいのあるかたの服薬や特性に係る情報について、親や近親者が書いたカードみたいなもの

があると良いと思います。コミュニティで一緒に暮らしていても、そのかたがどういう特性があるか、どういうことが好きで、どういうことが嫌いなのか分からないと思います。避難先でどのような支援が必要なのか、こうした特性を親が書いたものを自分で作成すれば良いのですが、決まった様式があると助かると思います。

事務局： 平成30年度に福祉課でヘルプカードを作成しました。かかりつけ医や特性などを記載し、小さくたたんで持ち歩けるものです。

委員： 蓮田市では、引きこもりへのアウトリーチが必要だと感じています。引きこもりに関する相談機関は、埼玉県内でも越谷市に1団体あるだけで、そこを除いて、引きこもりの対応をしてくれるところはありません。蓮田市はベッドタウンであり、就職氷河期だった世代で引きこもって助けを求めるかたが結構います。実際に、私のところに助けを求めているケースが多くいます。蓮田市には病院もあり、住居もあります。住居で困っているかたを助ける施策を考えていただきたいです。

あと、地域包括ケアにおけるヤングケアラーの問題は非常に大きいです。計画の今後の方針に組み込まなければいけないと思っています。

委員長： 今回の議事は計画の進行管理になります。今のご意見は、次期計画策定時において検討すべき内容でないかと思っています。

事務局： 引きこもりについては健康増進課が相談窓口になりますが、やはり健康増進課だけで解決するものばかりではありません。福祉課と連携し、対応する事も多くあります。引きこもりの場合、本人や家族が相談にきて見つかるケースがほとんどで、アウトリーチは難しい状況です。もし、相談等を受けた場合は、健康増進課、福祉課に相談していただければと思います。

ヤングケアラーについては、最近話題となっていますが、実際に弟や妹を面倒みるため学校に行けないなどのケースに対応した事もありました。ヤングケアラーに対する支援は非常に難しく、今後、研究が必要だと感じています。

委員長： だいぶ時間も過ぎています。福祉の問題は簡単に片付くものではありません。ほかに何かありますか。なければ、私から質問があります。34ページ、35ページの電話相談になりますが、令和元年度1,224件だったものが、令和2年度は360件に減少しています。また、育児相談ですが、令和元年度402件だったものが、令和2年度に228件と例年の半分程度に減少しています。新型コロナウイルス感染症の影響で相談にも行けない家庭が増大しているのか、それとも傾向として単純に相談件数が減少しているのか確認したいです。

事務局： 34ページの電話相談については、令和元年度が急激に増加し、令和2年度は減少しています。詳細は分かりませんが、令和元年度は新型コロナウイルス感染

症の拡大が顕著にみられ、そういったことから相談が多くあったのかなと思いますが、どうして令和2年度において減少しているのかは良く分かりません。

育児相談につきましては、電話でも受け付けていますが、実際に子育て支援拠点にて対面で受け付けています。市内における子育て支援拠点は、黒浜子育て支援センター、中央保育園子育て支援センター、閏戸子育て支援センター、つどいの広場（おひさま）の4か所で、保育園に行っていない子どもなどが遊べる場所です。新型コロナウイルス感染症の影響で、センターに遊びに行くかたが減少していることが原因ではないかと考えます。

委員長： 1つ頭に入れておいていただきたい事は、この2年間で障がい者を取り巻く環境は悪くなっています。ワクチン接種などに注目が行き、障がい者を取り巻く環境の変化の問題は表に出てきていない状況です。こういった環境の変化を頭の隅に入れながら、計画の進行管理をみていただきたいと思います。また、こうした状況の中で、市としてできる施策を出していただきたいと強く希望します。

ほかにいかがですか。何かご意見・質問がありますか。

副委員長： 入所施設における地域移行の関係で、今の入所施設の暮らしについてお話させていただきます。施設では、利用者の重症化と高齢化がかなり進んでいます。その中で往診をしてくれる医療機関が増えています。1年間で延べ1,100件ほど往診に来ていただいているおかげで、私たちは通院にいかなくてすんでいます。一時は、通院が多すぎてしまって、職員が足りず週3回の入浴を週2回にしてもらえないかと利用者をお願いしたこともありました。職員は腰痛で倒れてしまうし、現場に職員はいない、しかし利用者には通院が必要だという状況の中、施設へ往診に来ていただきました。その時の状況としては、利用者に皮膚疾患は出る、入浴でないのに頭からシャンプーをかける利用者がでるなど2次的被害が出ていました。先ほど議論にあったように専門機関や医療機関との連携が本当に必要だと感じています。

もっと深刻なのは、職員が来ないというのがあります。職員の地位向上を図る事はもちろんですけど、職員が変則勤務で体調をくずして辞めていっています。その中でどうすれば良いかということ、法人の中でも議論していますが、皆さんにも一緒になって考えていただくと良いなと思います。

専門職という点で、失語症の方がある朝、嬉しそうにハミングをしていた時に、「何か良い事があったのですか？」と職員が声を掛けました。その方は、入院している父の夢を見て嬉しかったと文字盤を使い、知らせてくれました。職員が「良かったね。」と声をかけると、「うん。」とニコッと笑顔になったそうです。そういった事も、継続した支援と障がいのある方を理解する専門性を持つ職員がいなければ出来ない事です。

継続的に専門性をもった職員が、障がいのある方にとって必要なのだということをご一緒に考えていければ良いと思います。

委員長： ありがとうございます。他に何かご質問等ありますか。(3) その他ということでは何かありますか。

(3) その他

事務局： 今、ヘルプカードを配布させていただきました。災害時だけでなく、外出先で急に具合が悪くなった時など、氏名、住所、緊急連絡先、医療情報、服薬情報、配慮して欲しい事を記入することで、支援がしやすくなるものです。福祉課で配布しておりますので、周知いただけるとありがたいです。

委員： ヘルプマークというものもありましたよね。

事務局： ヘルプマークについては、埼玉県の事業として、県が作成し、市町村が配布しています。蓮田市では福祉課で配布していますので、ご活用いただければと思います。

委員長： 進行管理に対するご意見・質問等については、ご自宅に帰ってからも結構ですので福祉課まで連絡いただきたいと思います。計画は策定すれば終わりではなく、進行管理をして、必要により見直しを行わなければなりません。私たちも大事な役割がありますので、是非、よろしく願いいたします。これで議事を終了したいと思います。

事務局： ご意見・質問等がありましたら、福祉課までご連絡ください。議事録作成上、来週の火曜日までにいただけたらと思います。その後ですと、議事録に掲載できかねますのでよろしくお願いいたします。

5 閉会（植村副委員長）